

卷之三

### 分別収集の日程

環境美化推進協議会涉川地区の各支部長の協力で、プラスチックの分別試験を行いました。その結果、4週間で排出された1世帯当たりの袋数は、約2袋となりました。2週間で1袋の排出が見込まれる試験結果となつたため、月に2回、プラスチックの分別収集を行います。

分別収集の回数

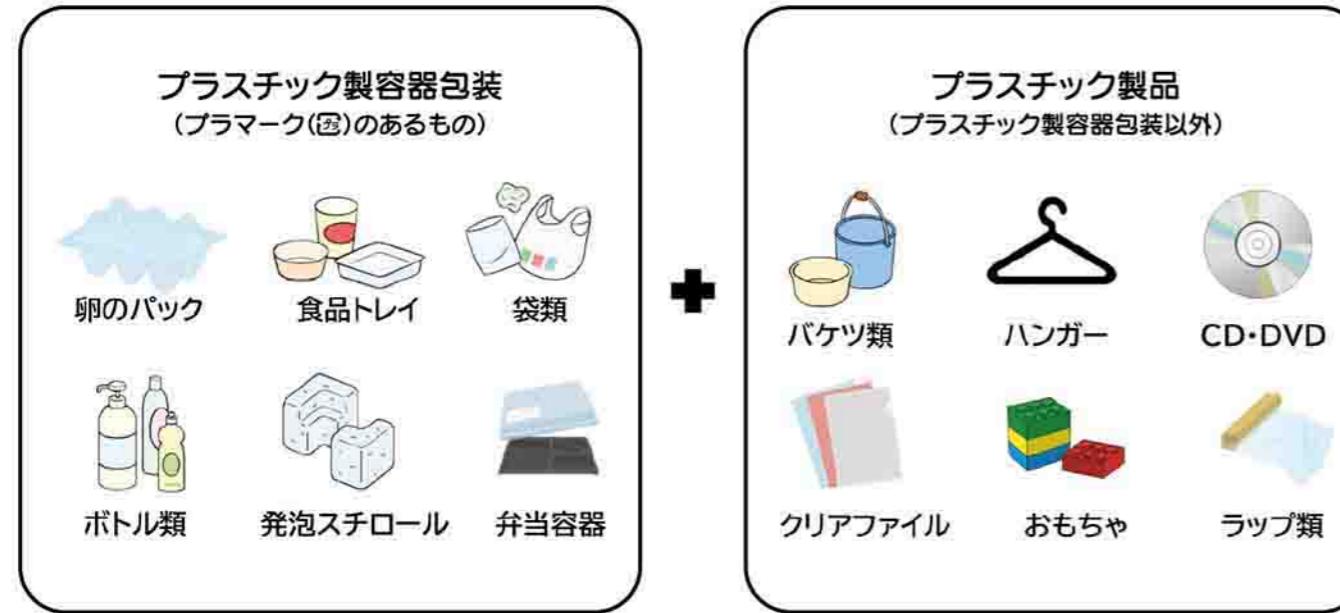
具体的な対象品目は、現在、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、渋川市、吉岡町、榛東村で調整中です。

**分別収集の対象品目**

分別収集の対象品目

### 分別収集の内容

(別図) プラスチックごみの例



## ◆分別収集に関する

# Q & A



Q 令和6年4月からプラスチックごみは、どのように捨てればよいですか？

**A** プラスチック専用の指定袋に入れて出してください。プラスチック専用の指定袋は、令和6年3月から販売予定です。

Q 指定袋ではなく、ペットボトルのようにコンテナで収集しないのですか？

**A** ペットボトルは、収集後に清掃センター内で圧縮・梱包する処理のため、収集時につぶれないようコンテナを使用しています。新たに分別収集するプラスチックは、ごみ収集車で圧縮して収集することで効率化が図られ、かかるコストも軽減されるため、指定袋で収集します。

Q ペットボトルの出し方も変わりますか

**A** ペットボトルは、今まで通りリサイクルのみの日にコンテナで収集します。

なお、キャップとラベルは、プラスチックごみの収集日にプラスチック専用の指定袋に入れて出してください。

Q 新たにプラスチック専用の指定袋を購入することで、家庭での費用負担が増えるのですか？

**A** 燃えるごみとして捨てているプラスチックごみを、専用の指定袋に入れて捨てることになり、燃えるごみ指定袋を使う量が減ります。ごみの総排出量は変化しないため、家庭での費用負担は総体的に変わらないと考えます。

令和6年4月から

# プラスチック資源の 分別収集を開始します

令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、家庭から排出されるプラスチック製品の分別収集・リサイクルが求められています。令和6年4月から渋川地区広域市町村圏振興整備組合がプラスチックのリサイクル処理を開始することに伴い、プラスチック資源の分別収集を開始します。正しく分別し、再資源化にご協力をお願いします。詳しくは、本環境森林課(回②2114)へ。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題などへの対応をきっかけに、国内でのプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から、政府は、令和3年6月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わりのある、全ての事業者・自治体・消費者のプラスチック資源循環の取り組

みを促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を成立了。

リサイクル率が低い理由の一つとして、プラスチックを燃えるごみで収集・焼却していることが挙げられます。分別収集を進めることで、リサイクル率を向上させ、燃えるごみの排出量減少を図ります。また、焼却量を減らすことで、二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献します。